

## 地区幹事会規程

### 第1条 地区幹事会設置の目的

「地区事務局服務規程の改正」に伴い、地区運營業務並びに地区運営上の必要事項等の諸業務の引継ぎの体制を新たに構築し、地区の運営を円滑に行うため設置する。

### 第2条 地区幹事会の構成

- 1 地区幹事会は、地区幹事、次年度地区幹事及び前年度地区幹事の3名により構成する。
- 2 地区幹事を地区幹事会の委員長（以下「地区幹事会委員長」）とする。
- 3 地区幹事会は必要に応じて、ガバナー事務局長等その他の出席を要請することができる。

### 第3条 地区幹事の資格

- 1 地区幹事会を構成する各地区幹事は当該ガバナーの指名により任命される。
- 2 地区幹事は、5年以上にわたり瑕疵のない会員であることを要し、クラブ会長又はクラブ幹事、あるいは地区委員長経験者であることが望ましい。

### 第4条 地区幹事会の業務と定例会議

- 1 地区幹事会は、各地区幹事が業務に必要と思われる資料を年次代り迄に速やかに引き継ぐとともに互いに適正な助言を行う。
- 2 地区幹事委員長は、以下に定める委員会を招集する。

#### ① 定例委員会

原則として4回の委員会を開催するものとし、地区幹事会委員長は必要に応じて臨時委員会を招集することができる。

#### ※1回目（6～7月頃）

地区内諸行事等の引継ぎ  
対外的事業の引継ぎ  
ガバナー事務所の管理の引継ぎ

#### ※2回目（8～9月頃）

財務委員会が主催する前年度の決算と会計監査についての合同委員会

#### ※3回目（11～12月頃）

次年度事業等の検討

#### ※4回目（2～3月頃）

地区大会等の運営の打ち合わせ等

## 第5条 地区幹事委員長の業務と責任

- 1 定例委員会を招集し開催する。
- 2 ガバナー事務局について、ガバナーと相談の上に必要な決定を行い、ガバナー事務局にその実施を指示する。
- 3 ガバナー事務局を毎月1回以上訪問し、ガバナー事務局業務の報告を受け確認を行う。
- 4 ガバナー決裁が必要な書類等の検認と署名押印等を行う。
- 5 ガバナーの求めに応じて、他地区等で発生した災害等に対しての義援金・支援金等の金額等を地区幹事会において検討しガバナーに対し答申する。
- 6 月信が発刊される前にガバナー事務所による全てのページの校閲を確認して掲載を許可する。
- 7 地区会計長に対し、ガバナー年度が終了する年の7月末日までに監査を受けるために証票類を整理し決算書を作成した上で地区監査委員に提出することを指示する。

本規程は2023年2月3日より発効し、同年7月1日より適用される。